第２　債権の弁済及び免除
１　第１回弁済及び免除
本協定認可決定確定後１ケ月以内に、次のとおり算定される弁済額を第１回弁済として支払う。
⑴　金１万円未満の債権
債権額の全額を支払う。
⑵　金１万円以上金10万円未満の債権
ア　金１万円を支払う。
イ　前記の金１万円の弁済時に債権額と弁済額の差額について免除を受ける。
⑶　金10万円以上の債権
ア　債権額の10％に相当する額を第１回弁済として支払う。
イ　第１回弁済後、債権額の90％に相当する額について免除を受ける。
２　最終弁済及び免除
⑴　資産の換価処分の終了後、清算会社が有する現預金から、清算結了までに発生する一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権を弁済するために必要な金額を控除して、なお残額が存する場合は、１⑶アに基づく第１回弁済を受けた金10万円以上の債権を有する債権者（以下「最終弁済対象債権者」という。）に対し、当該残額を最終弁済対象債権者の債権額で按分して支払う。
⑵　２⑴による弁済を行った場合は、最終弁済対象債権者の１⑶イに基づく第１回弁済後の免除は、当該最終弁済額を限度として１⑶アに基づく第１回弁済時に遡って効力を失う。

以上
鹿児島地方裁判所民事第３部

監督命令

平成２７年（再）第２号
堺市堺区竜神橋町１丁１番20号
再生債務者　株式会社シティホテルサンプラザ
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　大阪市中央区北浜３丁目５番29号日生淀屋橋ビル５階　弁護士法人三宅法律事務所　弁護士　磯田　光男
３　監督委員の同意を得なければ再生債務者がすることができない行為として、次のものを指定する。
⑴　再生計画認否の決定までにする場合における次の行為（常務に当たるものを除く。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立てを除く。）
イ　無償の債務負担行為又は権利の放棄
ウ　財産の譲受け
エ　借財、手形割引又は保証
オ　民事再生法第49条１項の規定による契約の解除
カ　訴えの提起及び民事保全、調停、支払督促その他これらに準ずるものの申立て並びにこれらの取下げ
キ　和解及び仲裁合意
ク　取戻権、共益債権及び一般優先債権の承認
ケ　別除権の目的である財産の受戻し
コ　事業の維持再生の支援に関する契約及び当該支援をする者の選定業務に関する契約の締結
⑵　再生計画認可の決定後にする場合における次の行為
ア　重要な財産の処分及び譲受け
イ　多額の借財
⑶　再生手続廃止又は再生計画不認可の決定後にする場合における次の行為（常務に当たるものも含む。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立ても含む。）
イ　⑴のイからコまでに掲げる行為
平成27年２月16日
大阪地方裁判所第６民事部

再生手続開始

平成２７年（再）第９号
埼玉県さいたま市岩槻区古ケ場１丁目１番18号
再生債務者　アサノ工業株式会社
１　決定年月日時　平成27年２月13日午前９時30分
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成27年３月13日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成27年４月17日から平成27年４月24日まで
東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２６年（再イ）第４５号
神奈川県座間市入谷１丁目3549番地の15
再生債務者　工藤　憲夫
１　決定年月日時　平成27年２月13日午前11時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成27年３月６日まで
４　一般異議申述期間　平成27年３月20日から平成27年３月27日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（再イ）第６５号
愛知県豊田市折平町西屋敷557番地66
再生債務者　木村　義竜
１　決定年月日時　平成27年２月13日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成27年３月６日まで
４　一般異議申述期間　平成27年３月13日から平成27年３月20日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部

平成２６年（再イ）第２７号
神戸市西区枝吉３丁目102番地
再生債務者　古本　賢司
１　決定年月日時　平成27年２月13日午後４時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成27年３月６日まで
４　一般異議申述期間　平成27年３月20日から平成27年３月27日まで
神戸地方裁判所明石支部再生係

平成２７年（再イ）第２号
神戸市西区南別府１丁目18番地の11　パールハイツ402号
再生債務者　一杉　　浩
１　決定年月日時　平成27年２月13日午後４時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成27年３月６日まで
４　一般異議申述期間　平成27年３月20日から平成27年３月27日まで
神戸地方裁判所明石支部再生係

平成２７年（再イ）第３号
北海道苫小牧市しらかば町３丁目25番８号
再生債務者　久井　智文
１　決定年月日時　平成27年２月16日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成27年３月９日まで
４　一般異議申述期間　平成27年３月23日から平成27年３月30日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２７年（再イ）第１号
長野県上田市別所温泉53番地１
再生債務者　田原　揚一
１　決定年月日時　平成27年２月16日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成27年３月９日まで
４　一般異議申述期間　平成27年３月23日から平成27年３月30日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２７年（再イ）第７号
滋賀県彦根市里根町66番地３
再生債務者　杉本　　隆
１　決定年月日時　平成27年２月13日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成27年３月９日まで
４　一般異議申述期間　平成27年３月13日から平成27年３月27日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２７年（再イ）第１７号
福岡県朝倉市甘木1175番地３
再生債務者　上野眞知子
１　決定年月日時　平成27年２月９日午前11時30分
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成27年３月９日まで
４　一般異議申述期間　平成27年３月16日から平成27年３月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（再イ）第２１号
福岡市博多区東平尾１丁目４番33―303号
再生債務者　鬼束　真理
１　決定年月日時　平成27年２月９日午後１時30分
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成27年３月９日まで
４　一般異議申述期間　平成27年３月16日から平成27年３月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部